

社会福祉法人 樫の木福祉会
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

全職員の働き方を見直し、家族との時間をもっと増やす事ができるよう雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 2023年4月1日 ～ 2025年3月31日までの2年間

2. 内容

(目標1)

計画期間内に配偶者が出産した男性職員の育児休業取得の実績をあげる。

(これまで男性職員の中で誰も取得した実績がないため)

(実施時期・取組内容)

2023年4月～ 各事業所の管理者及び相談窓口である事務員がパパ育休制度はじめ育休制度をしっかり理解できるように、研修受講等を行う。
パパ育休制度について、全職員に対し説明を行うのと併せて、配偶者が妊娠中である男性職員には、育休取得を前提に意思確認を行う。
育休を気兼ねなく取得できる風土をつくる。

(目標2)

所定労働時間外勤務を削減する。

(実施時期・取組内容)

2023年4月 各事業所の4年度の時間外勤務時間の集計を行う。
新しい利用者の記録システムを導入する。
2023年9月 4月に導入したシステムにより、業務の効率化が図れているか、時間外勤務に現状についてアンケート調査を実施する。
2023年10月 アンケート結果を周知するとともに、更なる改善策を検討する。